

勤務条件説明書

令和7年4月1日

〇〇 〇〇 様

(所在地) 広島市中区基町9番42号
(使用者) 広島県教育委員会

あなたを会計年度任用職員に採用するに当たっての勤務条件は、次のとおりです。

1	任用根拠	短時間勤務会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
2	任用期間	令和7年4月8日から令和8年3月6日まで (1) 任期の更新予定 更新する場合があります。（同一年度内に限る。） (2) 任期の更新の基準 勤務実績、態度、能力及び予算状況等により総合的に判断します。 (3) 任期の自動更新 任期満了後の自動更新は行いません。 (4) 条件付採用 採用後1月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合、15日に達するまで）は、条件付採用期間となります。
3	勤務場所	〇〇市立〇〇中学校（〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇小学校）
4	勤務内容	(1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 (3) 学校内のチーム体制の構築・支援 (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 (5) 教職員等の研修活動
5	勤務時間	勤務時間数 年間 550 時間 (各学校で作成する「勤務時間割振表」による。)
6	休暇・休業	(1) 年次有給休暇 「短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則」第9条により、所定勤務日数及び在職する期間に応じて付与されます。 (2) 特別休暇 短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日および休暇に関する基準を定める規則によります。
7	所定外勤務	あらかじめ割り振られた勤務時間以外の時間における勤務は命じません。
8	給与	(1) 報 酬 単価 勤務1時間当たり 2,960 円 支給額は、単価にその月の総勤務時間数を乗じて得た額となります。 (2) 通 勤 費 通勤費に相当する報酬として、届け出に基づき1日当たり所定の額を支給します。 (3) 期末手当 基準日に採用時の任期が6月以上定められているものに対して支給し、勤勉手当を付します。 (4) 昇 給 なし (5) 支払方法 指定口座への振込 (6) 支給日 報酬及び通勤費 勤務した日の属する月の翌月の15日 期末手当 3月24日、6月30日、12月24日 勤勉手当 6月30日、12月24日 ※ 当日が休日等の場合は直前の休日等でない日
9	社会保険	次の①又は②の要件を満たすときに公立学校共済組合の短期組合員及び厚生年金保険の被保険者となります。 ① 4週間の所定勤務時間が116時間15分以上かつ1か月の勤務日数が16日以上の場合 ② 週の所定勤務時間が20時間以上、報酬の月額が8万8千円以上かつ学生でない場合 (注) 40～64歳の方は、介護保険の被保険者となります。
10	雇用保険	次の要件の両方を満たすときに適用を受けます。 ア 1週間の所定勤務時間が20時間以上 イ 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること
11	災害補償	「労働者災害補償保険法」が適用されます。
12	退職に関する事項	(1) 任期満了の際は、別に通知しない限り当然退職とします。 (2) 自己都合退職の場合は、事前に届け出を行ってください。
13	その他	(1) 報酬から所得税及び社会保険料等（該当する場合）を控除して支給します。 (2) 住民税については控除しませんので、市町村へ直接納入してください。 (3) 心身の故障のため長期の休養を要する場合等に、休職処分を行う場合があります。